

令和5年度 新潟県特定診療科奨学生募集要項



新潟県特定診療科奨学金は、将来、新潟県内で産科、精神科、救急科、麻酔科又は総合診療科の医師として医療を担おうとする気概と情熱に富んだ医学生や臨床研修医に対し、新潟県が資金を拠出し、（公財）新潟医学振興会が支給するものです。

令和5年度奨学生の募集に際し、本奨学金制度についてご案内します。

応募資格

医学部5・6年生又は臨床研修1年目の者で、臨床研修修了後、新潟県内の指定医療機関で、産科、精神科、救急科、麻酔科又は総合診療科の常勤医師として、奨学金の支給を受けた期間の2倍に相当する期間勤務する意志のある者

※ 出身地や在籍する大学、臨床研修病院の県内・県外は問いません

制度概要

支給金額 月額 20 万円、年額 240 万円（最大4年間支給の場合、総額 960 万円）

募集人数 8 人（産科2名、精神科2名、救急科・麻酔科計2名、総合診療科2名）

支給期間

- ・医学部5年生から支給：臨床研修を修了するまでの 4 年間
- ・医学部6年生から支給：臨床研修を修了するまでの 3 年間
- ・臨床研修1年目から支給：臨床研修の 2 年間

申請書類等

医学部5・6年生

- ① 奨学生願書（医学生用）（第1号様式）
- ② 在学証明書
- ③ 学業成績表

臨床研修医

- ① 奨学生願書（臨床研修医用）（第2号様式）
- ② 所属する臨床研修病院からの推薦状（第3号様式）

※ 医学部5・6年生と臨床研修医では願書様式が異なりますので、ご注意ください。

※ 連帯して債務を負担する者として、2人の保証人が必要となります。

願書の受付期間及び提出方法

受付期間 令和5年11月22日（水）～令和5年12月28日（木）まで

提出方法 4ページに記載の新潟県ホームページ「医師ナビにいがた」から「特定診療科奨学生願書（以下、「願書」という。）」等をダウンロードし、上記期間中に（公財）新潟医学振興会に提出してください。（持参の場合17時まで、郵送の場合12月28日の消印のあるものは受け付けます。）

奨学生の選考及び決定

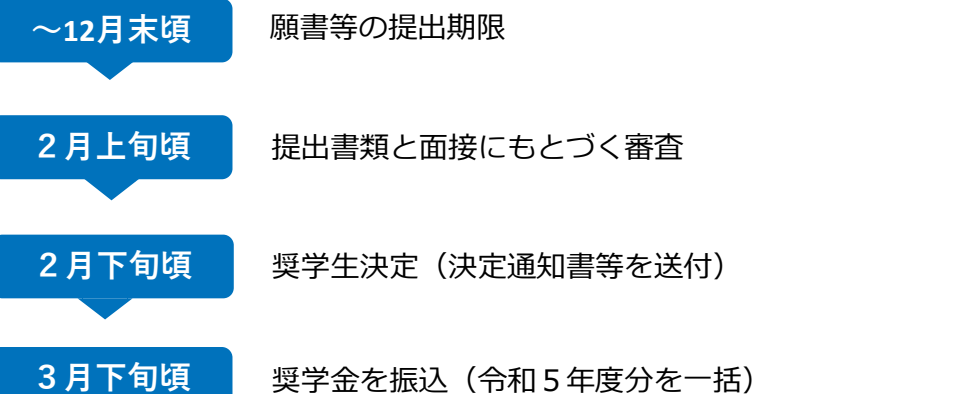
（公財）新潟医学振興会の選考委員会において、応募者からの提出書類と面接をもとに審査を行って奨学生を決定し、本人に通知します。

なお、奨学生に採用とならなかった場合も、その結果を通知します。

誓約書の提出

奨学生決定の通知を受けた者は、誓約書を提出してください。
（誓約書の様式は、奨学生決定通知と併せて（公財）新潟医学振興会事務局から送付します。）

奨学生決定までの流れ(予定)



奨学金の返還免除要件

臨床研修修了後、奨学金の支給を受けた期間の2倍の期間、新潟県内の指定医療機関に産科、精神科、救急科、麻酔科又は総合診療科の常勤医師として勤務すること。

※ 臨床研修を受けなくなった場合や、臨床研修修了後、新潟県内で産科、精神科、救急科、麻酔科又は総合診療科の医師として勤務しなかった場合には、奨学金の返還義務が生じます。

臨床研修終了後の勤務先（指定医療機関）の決定

県地域医療対策協議会（医療法に基づく組織）の分科会「地域医療を担う医師配置等検討ワーキング」において、個別の状況を検討した上で、地域医療対策協議会で勤務先の指定医療機関を決定します。

奨学金の停止・休止

停止

奨学生が次の①～⑥のいずれかに該当したときは、以降の支給を停止します。

- ① 退学したとき
- ② 臨床研修を受けなくなったとき
- ③ 心身の故障のため修学又は臨床研修を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- ④ 奨学金の支給を受けることを辞退したとき
- ⑤ 死亡したとき
- ⑥ その他奨学金支給の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

休止

奨学生が次の①、②のいずれかに該当したときは、以降の支給を休止します。

- ① 留年又は休学し、又は停学の処分を受けたとき
- ② 臨床研修を中断したとき

留年若しくは休学し、又は停学の処分を受けたとき、臨床研修を中断したときは、これに該当する期間の月分の奨学金は支給しません。

奨学金の返還

返還が必要な場合

奨学生は、次の①～⑥のいずれかに該当したときは、奨学金の全額を、その事由が生じた日から1ヶ月以内に返還しなければなりません。

- ① 退学したとき
- ② 大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得しなかったとき
- ③ 臨床研修を受けなくなったとき
- ④ 心身の故障のため修学又は臨床研修を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- ⑤ 奨学金の支給を受けることを辞退したとき
- ⑥ その他奨学金支給の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

返還の一部免除

臨床研修修了後に指定医療機関従事した場合において、その後、義務の履行期間を満了する前に、指定医療機関等に勤務しなくなったときは、奨学金の返還の債務の一部を免除することができます。

【一部免除する場合の返還額の計算式】

$$\text{返還額} = (\text{義務期間(月数)} - \text{指定医療機関での勤務月数}) \times 10\text{万円}$$

延滞利息

正当な理由がなく、定める期限までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で算定した延滞利息が課されます。

Q 指定医療機関は、どのようなプロセスを経て決まるのですか？

A まず、奨学生と個別に面談し、勤務地の希望やキャリア、ライフイベント（結婚、子育て）などについてお聞きします。

そのうえで、本制度が、産科・精神科・救急科・麻酔科・総合診療科の医師確保を目的としたものであることを踏まえ、医療機関の役割や症例数、奨学生の個別の状況を考慮しつつ、医療提供体制の確保に資するかどうか、専門医としてのスキルを活かした勤務が可能であるかどうかなどを丁寧に検討したうえで、勤務先の候補となる医療機関を調整します。

県地域医療対策協議会（医療法に基づく組織）の分科会「地域医療を担う医師配置等検討ワーキング」において、奨学生一人ひとりの勤務先の案を協議したうえで、地域医療対策協議会で勤務先の指定医療機関を決定します。

Q 専門医にはなれますか？

A 専門医取得に必要となる知識・技能を取得するため、研修が必要と認められる場合は、指定医療機関以外での研修を必要最低限において認めるものとします。

原則として、当該研修期間は義務年限に算入しません。

ただし、地域の医療提供体制維持のために必要があると認められる場合は、個別に状況を検討の上、当該研修期間を義務年限に算入することもあります。

Q 新潟大学が指定医療機関となることはありますか？

A 新潟大学医学部・新潟大学医歯学総合病院の臨床系の助教以上として採用され、本県において、特定診療科における後進の医師の育成に将来にわたり貢献できると認められる場合は、指定することがあります。

特定診療科奨学金実施要綱

この募集要項に掲げる特定診療科奨学金制度については、本募集要項のほか、特定診療科奨学金実施要綱によります。

実施要綱は、新潟県ホームページ「医師ナビにいがた」及び（公財）新潟医学振興会ホームページからご覧いただけます。（掲載ページURL等は下記のとおりです。）

掲載ページURL

■「医師ナビにいがた」特定診療科奨学金制度紹介ページ

<https://www.ishinavi-niigata.jp/support/scholarship-system/spdepartment-scholarship/>

■（公財）新潟医学振興会ホームページ

<http://www.niigata-mf.or.jp/>

「医師ナビにいがた」の制度紹介ページのQRコードはこちらです。



実施要綱等

「医師ナビにいがた」の上記制度紹介ページの下段に掲載されている「特定診療科実施要綱（PDFファイル）」「特定診療科奨学金願書等様式（PDFファイル）」によりご確認ください。

特定診療科奨学金制度についてのお問い合わせ先

奨学金制度の詳細についてのお問い合わせ先は次のとおりです。

< 手続きに関する事 >

公益財団法人新潟医学振興会

〒 951-8510 新潟県新潟市中央区旭町通1-757 (新潟大学医学部内)

TEL 025-227-2176 FAX 025-225-5555

Mail medsinko2@med.niigata-u.ac.jp

URL <http://www.niigata-mf.or.jp/>

< 奨学金制度・臨床研修後のキャリアに関する事 >

新潟県 福祉保健部 医師・看護職員確保対策課

〒 950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4-1

TEL 025-280-5960 FAX 025-284-0277

Mail ngt040290@pref.niigata.lg.jp

URL <https://www.ishinavi-niigata.jp/>